

○議長 内海 猛年君

まず7番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

皆さん、おはようございます。

7番、公明党、松岡泉でございます。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。今回もちよっと3件準備しておりますのでよろしくお願いいたします。

件名1、被災者支援業務のDX化についてでございます。

まず初めに、能登半島地震で亡くなられた方の御冥福と、被害に遭われた方のお見舞いを申し上げます。

令和6年元日に能登半島地震で、甚大な被害が発生しました。皆さんも御存じのとおりでございます。2月28日現在で死亡者の方が241名、安否不明者の方が9名、避難者が現在1万1,612名、住宅被害としましては7万4,797棟、断水が今のところ1万9,000戸まだ残っているということでもあります。また停電もまだ710戸ぐらいあるということ非常に甚大な被害であることと思います。災害対応につきましては初動、応急、復旧・復興の段階へと対策が講じられていくわけですが、危機管理としましては被害の極限化を図ることにありますけれども、元の生活を取り戻すためには迅速な生活再建への取組が必要ではないかと考えます。今回も地震災害から多くの教訓が得られることと思いますけれども、この教訓を今後の災害対策にどのようにして生かしていけるかが重要な課題ではないかなと考えます。今回の一般質問では、この復興段階の中を生活再建事項について視点を置いて伺ってまいりたいと思います。

まず始めに、国は迅速な復旧・復興に役立てるためのクラウド型被災者支援システムを構築しております。しかし、地方自治体ではこのシステムの導入が一向に進んでいないというのが実態とお伺いしております。

要旨1ですが、この国のクラウド型被災者支援システムはどんなものか、具体的にどのようなものかについて、まずお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

クラウド型被災者支援システムについてお答えいたします。被災者支援業務の迅速化・効率化については、行政手続の電子化や被災者支援のためのシステムの整備等が有効な手段の一つであるため、内閣府では自治体の被災者の支援に関するシステム整備促進を目的として、「クラウド型被災者支援システム」を構築し、令和4年度から地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が運用を開始しているシステムです。クラウド型支援システム導入の効果としては、住基情報を

令和6年第1回定例会（松岡泉議員一般質問）

ベースとして容易に被災者台帳の作成が可能となるほか、マイナンバーカードを活用して、罹災証明書や被災者の生活再建支援金、災害弔慰金等のオンライン申請、自宅や遠隔地から罹災証明書等の申請、全国のコンビニ等での受領が可能となります。また、平時においては個別避難行動計画の作成機能も備えています。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁がございましたように国が設けておりますクラウド型の被災者支援システムについては非常にですね、機能的にも十分備えておる状況にあるかなと思うんですけども、その点に關しまして利便性が非常に高いと思われるんですが、全国的にみますと非常にまだ導入も進んでないと、課題として何かあるんじゃないかと思うわけですけども、課題としてはどのようなことが考えられておるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

課題としましては、導入経費的な面や導入後のランニングコスト、罹災証明書の発行はコンビニでできますが、罹災判定については人為的な判定を行い、システムに入力する必要があるため、その部分をどのようにしていくかが課題と考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

3点ぐらい大きなものが考えられるということでもあります。全国的にみても先ほど申しましたように、この導入が進まれているということのようでもあります。県内についても昨年の9月のデータしか持ってないんですけど、その時点のデータでは、本システムを導入しているところはなかったようですけども、ただし、県内では同じようなシステムを自治体独自で開発するなり、また民間の業者が開発したものを導入しているところはあるように聞いております。そういった数はですね、市町村では29ありまして、今後、導入予定している自治体は46あるということですので、少しずつこういった災害対応に關しての復興の自動システム、支援システムというのは構築しつつあるんじゃないかなと思います。

実は私は令和5年の第2回の定例会においても同じように、このシステムについてお伺いしま

令和6年第1回定例会（松岡泉議員一般質問）

した。その際私が提案させていただいたのは、阪神・淡路大震災のときの影響を受けました西宮市の職員さんが同じようなシステムを開発しておりまして、それを「その他の自治体にも広げていくことが可能です。」ということで、費用もほとんど要らないような状況で御案内しました。その際、答弁としては今後、調査研究するということでありましたので今、状況的にはどうなのか、これについてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

令和5年第2回の定例会後、調査研究をしたところ、先ほども松岡議員が言われておりました民間事業者が罹災証明書発行システムだけでなく、職員の業務負担が大きい家屋調査支援を追加したシステムを開発しているというところが分かりました。このことから、内閣府が開発したクラウド型の被災者支援システムだけでなく、民間業者が開発している各システムの優位性を確認するとともに、費用対効果や他自治体の動向を見ながら導入について検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

県議会のほうですけれども、先ほど言いましたように昨年の第3回の定例会において、県知事の答弁はこの業務のDX化っていうのはやっぱり有効である旨の答弁をされて、県としても検討されているように伺っております。県は最近開発された住家被害認定調査システムなどの導入を促しておりまして、この県内についてもそういった事例とか、そういうシステムがあることを紹介するというので、各自治体に向けて説明会が開催されていると聞いておるんですけども、町の職員の皆さんはこの説明を受けられたのか、また説明会には参加したのかどうかについてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

福岡県については統一したシステム構築は行わず、民間事業者等の開発したシステムに関する情報の提供を行うということでした。システムに関わる説明会につきましては、令和5年度は福岡県から2回開催通知があっております。1回目は5月の12日、15日に開催された内閣府及び地方公共団体情報システム機能（J-LIS）共同のクラウド型被災者支援システムの説明会

令和6年第1回定例会（松岡泉議員一般質問）

が開催されました。2回目は本年2月21日に開催され、福岡県主催で民間事業者の被災者支援システムの説明会が開催され、3事業者からシステム説明を受けたところでございます。また、参加状況につきましては、福岡県に確認したところ22自治体が参加しているとのことでした。本町についても係長が説明会に出席をし、情報収集を行ったところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

県の説明会ですけども、開催予定どおりされているみたいであります。それと町としてもその説明会に参加して今後どうするか分かりませんが、「取り組んでいく。」ということで参加していただいたので非常に前向きでいいんじゃないかと思えます。そういう中で県としては、今、先ほどありましたように答弁があったんですけど、国のほうは、国の防災計画ですけどもそれぞれの役目が示されていて、防災計画の中で事前の備えについての記載があります。そういう中で県としてはこのシステムの導入については説明会で各市町村に導入してもらいたいということですけども、県としてはそれを「しなさい。」ということは明示しておりません。ただし防災計画の中では、「各町としてもそういったシステムについて備えることが望ましい。」ということだろうと思うんですけど、県としてはその旗振りぐらいしかやってないというような状況かなと思うんです。それとそういう中で県は答弁の中で、「システムの導入については、補助金制度を設けない。」っていうか、「補助はしない。」っていう計画ですので、あくまでも国の補助内で何かを構築するとすれば考えなければならないというようになるかと思うんです。そうした場合、先ほどの懸案事項なんか課題としてはやはり導入費用ですね、ランニングコストも含めて非常にある程度心配されているところがあるので、そういったものが課題で導入されていないという点も考えられるんですけど、そういうことで、導入するとすればどの程度の経費が必要なのか、また国の補助金っていうのは考えられているのか、これについてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

定期的なところについて御説明いたします。地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が運用を開始しているシステムを導入する場合について御説明いたします。

住民情報システムの改修費用等のシステムの構築費用として約600万円から1,600万円の費用が必要というところなんです。運用費としましては被災者支援システムの利用料、町ベースでいきますと年間18万円プラス、人口掛け10円という形で芦屋町では年間約31万5,000

令和6年第1回定例会（松岡泉議員一般質問）

円の経費がかかります。あとシステム関連の運用保守費用が構築費の約10から20%、あとコンビニ交付運営負担金約35万円から70万円。コンビニ交付委託手数料として1通、117円などの費用が必要となります。財政措置としましては3つございます。

1つ目は、緊急防災減災事業債で、サーバー等の調達費などの初期費用で交付措置率としては70%、措置期間は令和7年度までです。2つ目は、郵便局などにおける証明書自動交付サービスの特別交付措置で、サーバー等の調達費などの初期費用（コンビニ交付に必要な住基データと被災者支援システムを連携するための改修費用等のみ措置対象）で、これも交付税措置率は70%で、措置期間は令和7年度までです。3つ目は、地域デジタル社会推進費、これは普通交付税でシステム利用料などの運用費用で事業期間は令和7年度までです。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

費用としては年間で100万円ぐらいになるかなと思うんですけど、今のとおりだと思えます。ただ、今の中で時限措置になっていて、財政措置期限が令和7年度になっているのでのんびり構えてもいいんですけど、構築そういった基本計画に基づいて備えを万全にするとなると、実際起こってないので私たちがどのぐらいそれに対応するのか、町長がどのようにお考えになるのか分かりませんが、やっぱり備えとしてはやってこなきゃいけないので、私はそういったシステムがあると「非常に助かるかな。」と思うわけですね。そういう視点からしますと、国からの時限措置が7年度で終わってしまうと「もったいないな。」と思うところがあるんです。これが数年後までずっと続いて、国として財政をみてるんだったらいいんですけど、7年度で区切っています。ある程度その辺りの踏ん切りを町としてもつけなくちゃいけないと思いますので、これはしっかりと踏まえた中で検討を早期にやっていただきたいなと思います。

要旨2に移ります。罹災証明の発行手続業務についてでございます。

今、復興再建をする能登半島のほうでも非常に問題になっておりますけれども、罹災者証明書とは何かと、意義・必要性についてここで伺いたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

罹災証明書は自然災害等により被災した住宅等について、その被害の程度を証明する書類でございます。町はその地域で発生した災害による被災者から申請があれば、遅滞なく被害状況を調査し、罹災証明書を発行します。発行の際には、災害との因果関係や被害状況について、職員が

令和6年第1回定例会（松岡泉議員一般質問）

現地での調査を行った上で、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）の6区分で判定した証明書として発行します。罹災証明書は、被災者が様々な支援制度や民間の保険の適用を受ける際に必要となる書類です。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

罹災証明書ですけども、被災者の方が今、生活再建を目指す中で第一歩となる貴重な証明書になるということだと思います。先ほどの被災者支援システムは被災者支援の台帳としてあるわけですけども、そうした場合この罹災証明書と台帳はどのような関係になりますでしょうか。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

罹災証明書を発行した人は、被災者台帳に登録するようになります。現在は、被災者支援システムを導入していないため、大規模災害が発生した場合は、当町ではエクセル等で被災者台帳を作成するということになるかと思っております。被災者支援システムでは、罹災証明書の登録発行と連動して被災者台帳が作成できるようになっていると聞いております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

罹災証明書ですけども、被災者の支援台帳の位置づけとしては、重要な位置付けにあるかなと思うんですね。この罹災証明書が発行されなければ、被災者の台帳を作ってもどのくらい被害が起きているか分からないので、それに対しての支援についての検討もできないような状況になるかなと、そういう点からすると、非常に役目的には重要なところにあるのではないかなと思うんです。この罹災証明書ができなければということですが、この罹災証明書を発行するための業務手続、流れはどのようになるのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

一般的な作業の流れとしましては申請者から所定の様式で罹災証明の申請を受け付けた後、町は受付名簿に申請者の情報を記載します。本人確認書類や罹災をしたことが確認できる写真など

令和6年第1回定例会（松岡泉議員一般質問）

でございます。また、写真を添付することによって、被害の判定をスムーズに行うことができます。写真の例としましては、建物の外観を4方向から撮影した写真、表札と建物が1枚で確認できる写真、室内の被害の状況が確認できる写真、その他罹災した箇所が分かる写真などがございます。その後、申請に基づき職員が現地にて建物被害認定調査を行います。調査については外観から判定できるものは職員が現地で確認し、判定をします。これが1次調査。外観で判定が難しい場合は、建物内部の調査を行い判定します。これが2次調査となります。被害判定後、被災者に罹災証明を発行をいたします。

なお、被災者が罹災証明の内容に不服がある場合には、交付を受けた日から原則6か月以内に2次調査、再調査依頼をすることができます。再調査等により、被害の程度が変更になった場合は以前に交付された証明書は効力を失い、改めて罹災証明書を発行するという形になります。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

被災した職員さんも罹災証明書を発行するための調査等、非常に負担が大きくなった。まとめてですね、これができ上がらなければ支援の対応は決まらないというような状況になります。一般的にこの罹災証明書がないと、被災者の方は復興の自分の構想をつくることがない。今後どのように再建していくかということを決めなくちゃいけないのですが、結論は出ないですけど、できれば早ければ早いほどいいわけですが、罹災証明書の発行に必要な所要日数は大体どの程度になるのか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

その所要日数となりますけれど、例えば台風等の被害による罹災証明書の発行であれば、大体3～4日ぐらいで罹災証明書の発行を町のほうではやっているというのが現状でございます。ものすごく大きな被害になるとまた別なんでしょうけれど、しかし、大規模災害が発生し、実際に罹災証明書を発行した経験が現在ございませんので、発行までの所要日数については何日という形で申し上げることはちょっとできません。できるだけ早急に罹災証明書の発行を行っていきたいと考えております。また、先ほど御説明いたしました2月21日に行われた県主催の被災者支援システムの説明会において、罹災証明書の発行について迅速化する民間が開発したソリューションを導入している、大分県内のある自治体の導入例で御説明させていただきたいと思っております。

これにつきましては水害の被害判定に要した時間を比較しております。大体150件の申請に

ついて罹災証明書発行までの作業時間は約627時間から270時間と、357時間、約57%の削減効果があったと報告されております。これについては現地調査の削減よりも、むしろ調査前のスケジュールリングや進行管理、調査後のデータ整理による大きな効果を上げているという形で聞いております。しかし、今回の能登半島地震では、石川県内の自治体では全て同じ民間が開発した、被災者支援システムが導入されているようでございますが、今なお全ての罹災証明書の発行までには至っていないとの報道がなされており、今回の地震では約1万9,000棟の住宅に被害が発生し、新潟市では石川県内に導入されているシステムが導入されておりますけれど、3月1日付のテレビ報道によると、約半分強ぐらいいままでにしかちょっと行ってないという状況になります。以上のようなことから、災害の規模や状況によって、罹災証明書の発行は短期間で発行できる場合と長期間かかるという形になると考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

非常に職員の皆さんに負担がかかるということで、時間を要すということだろうと思うんですね。そういった中で、要旨3に移りますけれども、被災者支援業務のDX化についてですけど、国会の審議でも担当大臣は、「罹災証明書、証明そのものができなければ国のシステムの活用はままならない。」という発言を行っております。罹災証明書発行手続の調査に時間を要していたのでは迅速な復興支援が行えません。そういう意味からすると被災者支援システムも罹災証明書がなくては意味をなさないというのが実態ではないかと思えます。従来のやり方では限界があるということでもありますので、そういった中でこのシステムのDX化を図る必要があると思うんですけども、この点はいかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

クラウド型被災者支援システムを導入することにより、災害発生時には避難所業務の効率化や迅速な被災者台帳の作成など、被災者の支援業務を効率化することが考えられます。また、罹災証明書、各種申請制度の電子申請の活用例としましては、マイナンバー取得の被災者の限定とはなりますが、罹災証明書のコンビニ交付など被災者の利便性の向上が図られます。

そのほかには、マイナポータルのぴったりサービスにて各種申請制度の電子申請が可能となります。例えば、被災者生活支援金、災害弔慰金、災害障害者見舞金、災害援護金などがございます。受付状況は、被災者支援システムに連携、システム上で申請の承認が可能となります。電子

令和6年第1回定例会（松岡泉議員一般質問）

申請時にメールアドレスを登録しておけば、被災者への確認が完了した旨の通知を送付できるようになります。被災者台帳にて申請状況の確認、進捗管理が可能となります。罹災証明書交付のためには、限られた人数で速やかに現地調査及び確認が必要となります。被害判定状況に対応していくためには、現在、民間事業者が開発している「被害判定アプリ」や「被害調査統合システム」を導入し、デジタルを活用して判定が迅速にできるように進めていくことは必要であると考えます。また、システムとクラウド型被災者支援システムを連携することができるものを導入することにより、罹災証明書等の交付の迅速化や効率化を図ることができるのではないかと考えております。引き続きこの2つのシステムの調査研究を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

この2つのシステムですね、1つはクラウド型被災者支援システム、もう1つは罹災証明書の発行を迅速化する住家被害認定調査システムがございます。これ、民間のほうでも開発しております、各ソリューションの会社が開発をやっておりますので、国からの支援を得るためには早く結論を出していただいて、今後取り組んでいただければと思います。国の防災計画にもうたわれておりますので、町としての備えを万全にさせていただきたいと思います。

それでは2件目に移りますが、2件目は町誌の作成についてでございます。

町を取り巻く社会情勢は大きく変貌しつつあります。少子高齢化による人口減少やコロナの感染症は町民の皆さんの生活を一変させました。また、町は文化や観光振興に関して大変革の時代を迎えております。町の歴史、文化を知る上での基本的な文献は町誌であると考えます。その意味で、町の大変革の時期にあたって、新たな町誌の作成が不可欠ではないかと考えます。

始めに、要旨1、町誌の現状と作成の必要性について、意義、重要性、効果についてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。芦屋釜・歴史文化課長。

○芦屋釜・歴史文化課長 新郷 英弘君

それではお答えいたします。

まず、町誌の意義について2点お答えいたします。

1点目は、長年にわたって大切に保存されてきた町の優れた文化遺産などを記録にとどめることによって、半永久的に保存すること。2点目は、町民をはじめとする読者が郷土に対する理解を深めるための重要な手段となることです。

令和6年第1回定例会（松岡泉議員一般質問）

次に町誌の重要性についてお答えします。町誌は、郷土の歴史、文化、民俗、風土などを記録する町の正史と言えるものです。町に暮らした人々が過去にどのように生きてきたか、そして未来に向けてどう生きていくかを考える基礎となる資料です。町誌は、町固有の歴史や文化を永続的に記録するという意味において、非常に重要性が高いものであると考えます。

次に町誌の効用についてお答えいたします。町誌は、地域住民が地域への理解と愛着を深め、シビックプライドの醸成及び地域文化の向上に寄与するものです。また、地域の歴史、文化、民俗など体系的に、網羅的に記述することで、将来のまちづくりや、教育、観光などに役立てることができるとともに、それらを後世に継承することができます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

町誌はもう本当に重要な文献だろうと考えます。芦屋町は今までに作成した町誌について、記載内容と完成度をどう捉えているのか。また、新たに編さんするとした場合、時期はどのようなときがふさわしいと考えるのか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

芦屋釜・歴史文化課長。

○芦屋釜・歴史文化課長 新郷 英弘君

御質問にお答えいたします。

芦屋町誌はこれまで町制施行80周年を記念して、昭和47年3月に刊行されました。また、増補改訂芦屋町誌は、町制施行100周年を記念して、平成3年3月に刊行されています。記載内容は風土、歴史、民俗・文化、住民の過去の回想などの記録が網羅されており、文章も読みやすく配慮されています。完成度という言葉で判断することは難しいですが、当時としてはよくまとめられているのではないかと考えております。

一方で新たな町誌を作成することになれば、当時とは歴史の解釈も随分と変わってきていることから、新たな解釈を取り入れた全体の修正や昭和・平成に関する記録の充実、芦屋釜に関する内容の書換えなどが必要であろうと考えております。

編さんの時期については、他自治体の例を見ますと、自治体施行の周年事業に向けた編さん、あるいは市町村合併などの機会に編さんする例が多いようです。芦屋町で編さんを行う場合は、町にとっても一大事業でございますので、周年事業などに合わせることも考慮すべきですが、編さんを担う職員の配置のタイミングなども総合的に判断して決定すべきと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

当時の町誌については適切にいいものが出来上がっているというお話でしたけども、歴史のほうも徐々に変わってきて、随分変わってきたんじゃないかと思うんですね。そういう意味からすると、町誌について新たな取組が必要じゃないかなと思うわけです。とりわけ、芦屋釜の事業ですけど、前回町誌ができたときの後にですね、芦屋釜の復興に関しての事業が行われておりますので、国の重要文化財が帰ってきたところでもあるんですが、やっぱり歴史的な流れも、事業を展開している意味からすると大きく変わったのではないかなと思います。そういう意味からすると、新たな取組が必要になってくるかと私は考えます。

そういうことでありますが、実は5年度に作成されました町の実施計画の中に、5年度にこの町誌の作成について検討するという記載があるんですけど、これについて実際行われて、検討はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

芦屋釜・歴史文化課長。

○芦屋釜・歴史文化課長 新郷 英弘君

お答えいたします。

現段階では他自治体の情報などを集めている段階でございますので、町誌編さんの可否、具体的な時期や経費などについては未定の状況でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

結論はまだ出てないということはそういった状況で、未定の状況ということですので、はっきり、私としては作成していただければと思うわけです。それで要旨2に移りますけども、町誌作成に当たっては、課題、今後の取組についてお伺いしてまいりたいと思うんですけど、町誌作成の方向性について、まずお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

芦屋釜・歴史文化課長。

○芦屋釜・歴史文化課長 新郷 英弘君

御質問にお答えいたします。

芦屋町における町誌編さんの方向性について現在実施計画にも計上し、検討を進めているとこ

令和6年第1回定例会（松岡泉議員一般質問）

ろでございます。課題については、経費面と人員面でございます。一般的に5年から10年程度の期間を設定して、編さん委員会を立ち上げ、資料収集や調査・研究を行いながら執筆を進めます。実際に町誌を刊行するまでには多大な経費がかかることが見込まれます。また、学芸員などの専門スタッフが相当な業務の負担を負うことが見込まれますので、人員配置や役割分担も課題であると考えております。ただ、当課としては、新たな芦屋町誌は必要であると考えております。他自治体の事例なども調査・研究し、方向性を定めていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

ここで、「この町誌の作成を、私はしてもらいたい。」ということで要望を上げているわけですが、今、新郷課長のほうから、「必要だろう。」というお話があったんですけど、町としての見解をちょっとお伺いしたいと思うんですけど、副町長にお答えしていただければと思います。

○議長 内海 猛年君

副町長。

○副町長 中西 新吾君

温故知新と言いますように、古きをたずねて新しきものを知ることがあります。担当課長も答弁いたしました。町誌は作成準備期間が必要ですが、作成する方向で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

また新しい町誌ができていけばいいなと思います。一般的に町誌もそういうふうには作成していただけるわけですが、なかなか私自身もそうでしたが、町誌を見る機会もほとんどございません。一般的に町民の皆さんはこういった文献を見られるのは、特に何か注目するときがある程度あれば読んでいただけるかと思うんですけど、なかなか読まれないというのが町誌が持っている1面じゃないかなと思うんですけど、ただし、新しい時代を迎えるにあたって、そういったものは町民の皆さんが気軽に見ていただけるような、また手に取っていただけるようなことが望ましいかと思うんですけど、そういう観点からして子供たちが使えるような概要版、それから、今はもうAIでもビデオ作成をしますプロモーションもあるんでしょうけど、動画の作成についてそういった町誌をそこに盛り込んでつくるのが可能かと思うのですが、この点を最後にお

令和6年第1回定例会（松岡泉議員一般質問）

伺いしたいと思います。

○議長 内海 猛年君

芦屋釜・歴史文化課長。

○芦屋釜・歴史文化課長 新郷 英弘君

お答えいたします。

町誌を刊行することになれば、分かりやすい概要版などの作成も必要であろうと考えております。当課としては、新たな芦屋町誌の刊行の有無にかかわらず、芦屋町の歴史・文化などについて町民の皆様にとって親しみやすく、学校教育にも活用できるようなものが必要であろうと考えております。また、「街歩き」などの地域の歴史・文化を活用した観光にも生かせるものになりたいと考えております。冊子や漫画、動画など様々な方法があり、情報収集を行っておりますので、随時、作成を進めていく所存でございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

方向性としては今後検討して作る方向でということですので、完成を目指してですね、期待しております。

件名3に移らせていただきます。

3件目は、認知症対策についてでございます。福岡県では認知症高齢者、平成30年で約20万人で令和7年に30万人を超えると予想しているそうです。認知症の行方不明者の届出ですけど、毎年大体500件ぐらい県内であるらしいんですけど、そういう中でありますので、町についてもその対策は十分やっていく必要があるかと思うんです。以前にも、一般質問でされたようなことがございました。そういう観点からすると、高齢者のこの認知症対策は十分やっっていかなければならないと思います。

それでは初めに、要旨1ですけれども認知症高齢者の状況について、その状況をお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

それではお答えいたします。

芦屋町の認知症高齢者の状況としまして、人数を集計したデータ等ありませんので、どれぐらいの方が認知症として診断されているのか、また、受診はできていないが認知症と思われる方が

令和6年第1回定例会（松岡泉議員一般質問）

どれくらいいるのか、その数は分かりません。しかし、令和元年6月に国が取りまとめた「認知症施策推進大綱」によると、平成30年の認知症の人の数は500万人を超え、65歳以上高齢者の約7人に1人が認知症と見込まれております。また、平成27年1月に国が策定しました「認知症施策推進総合戦略」いわゆる「新オレンジプラン」と言われるものですが、それによりますと、令和7年には高齢者の5人に1人が認知症高齢者と推計され、700万人になると見込まれております。

この国の推計を基に、芦屋町の平成30年の認知症患者数を算出しますと、約620人です。令和7年には、先ほどの数字を当てはめますと850人に増加することが見込まれております。単純計算ではありますが、7年間で200人以上の認知症高齢者が増加することになります。また、認知症の相談件数の近年の状況としましては、年間25件前後となっております。そのうち、行方不明相談者としてしましては、令和3年度に1件、令和5年度に2件あっており、うち2件は福岡県のメール配信システム「防災メール・まもるくん」を利用して、福岡県内に「徘徊・行方不明者情報」の配信を行いました。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

やはり徐々に増えつつあるということですので、令和7年になりますと5人に1人ぐらいという状況であります。

それでは要旨2に移りますけど、認知症支援の現状と課題についてお伺いしていきたいと思えます。初めに現状ですけど、主要な点3項目についてちょっとお伺いしてまいります。

1つはですね、認知症の理解を深める普及啓発の促進状況について、まずお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

認知症に対する正しい理解を普及するため、毎年、講演会または映画の上映会を開催しております。また、世界アルツハイマー月間である9月には、図書館に特設ブースを開設し、関係図書や町が作成した「認知症あんしんガイド」を配置しております。令和4年度には、全国的に著名な若年性認知症の当事者である丹野智文さんと町長とで対談を行っており、その内容を広報紙に折り込むことで認知症の普及啓発に取り組みました。また、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターの養成にも取り組んでおります。今年度は、役場職員に対して認知症サポーター養成講座を実施してお

令和6年第1回定例会（松岡泉議員一般質問）

ります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

そういう理解を深める状況として、認知症サポーター講座等も開設しているということであり  
ます。もう1つですね、同じように理解を促進するための手法として「オレンジカフェ」を行っ  
ているかと思うんですけども、今回3月の21日だったですかね、計画がまた新たにされている  
みたいであります。この状況はいかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

オレンジカフェにつきまして、令和2年度までは「認知症介護者の集い」としまして、介護者を  
主体として年に4回開催しておりましたが、令和3年度からは、認知症本人も参加できる場所と  
するため、名称を「認知症カフェ」いわゆる「オレンジカフェ」として実施することとしました。  
令和3年度はコロナの影響で3回中止しましたが、令和4年度からちょっと4回から1回少なく  
しまして、年3回として再開しております。令和4年度は、気分転換にお出かけしてもらうこと  
を狙いとして、芦屋釜の里やマリントラスあしやで開催いたしました。令和5年度は、地域  
の人にも参加していただきたいとの考えから、座談会のほかに音楽療法の先生を招いた音楽や歌  
を使った認知症予防の脳トレを行っております。

なお、町内のグループホームにも案内しまして参加していただいておりますため、施設の方たちは  
オレンジカフェを通して地域との関わりを持っていただき、地域の方たちはオレンジカフェに来  
ている認知症の人と関わることで、認知症を身近に感じている機会になっていると考えます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

いろいろ理解していただくための創意工夫が行われているかと思うんですけど、あともう1つ  
は、支援策の1つとして見守りがございます。地域のほうにもそういったことでお願いを結構さ  
れているかと思うんですけども、地域の施設としては、なかなか見守りってとっても困難な状況  
にあるんですけども、これの見守りについての福岡県としては、企業さん等のやっぱりそういった  
協定の中で見守りを強化したいというような考えがあるみたいですけど、芦屋町のほうはいか

令和6年第1回定例会（松岡泉議員一般質問）

がでしょうか、現状は。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

各戸訪問事業者における見守り活動につきましては、今、松岡議員が言われました福岡県が協力してもらえる企業の本部と包括協定を結んでおり、芦屋町においては県が協定を結んだ企業の各店舗と個別協定を結んで事業者による見守り活動を実施しております。「見守りネットふくおか」と呼ばれるこの事業は平成24年から開始されまして、少しずつ協定締結している企業が増えていくところです。芦屋町におきましても、17の企業において見守り活動を行ってもらっています。コンビニ、郵便局、生命保険会社、電気、ガス、新聞社と連携しており、令和5年度は3件の報告がっております。報告には生命に関わるものもあり、大変重要な役割を担ってもらっております。現在も県が包括協定を企業と結んだ場合には、芦屋町にも連絡があります。芦屋町に店舗がある場合は個別の協定を結んでおりますので、引き続き県と連携しながら事業者の拡大に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

地域の皆様の見守りも重要かと思うんですけども、こういった包括協定の下で企業の皆さんにもやっぱり尽力していただいて、皆さんでそういった見守りをしっかり強化できればと思います。

支援策の3つ目の主要なものなんですけど、これは相談体制の強化なんですけど、施策の中でそういったことで相談体制を強化しよう。皆さん悩んでおられる方のお話を聞くと、結構どこに行ってもいいか分からないっていったことがございますので、この相談体制の強化については現在どのようになったのか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

相談体制を強化するため、相談を受ける職員の育成が重要であると考えております。福祉課に配置された保健師と社会福祉士には認知症地域支援推進員となるよう、研修を受講させております。現在保健師5名、社会福祉士1名が認知症地域支援推進員となっております。また、認知症地域支援推進員としての知識を深めるため、令和5年度は、福岡県や一般社団法人などが開催する研修会に計8回参加させていただいております。相談の実態としましては、民生委員などから

令和6年第1回定例会（松岡泉議員一般質問）

の相談も増えております。本人宅を訪問したり、家族と連絡を取ったりするなど行っておるところでございます。また、コロナによる、休止しておりました老人憩の家の健康相談を再開しておりますが、対応している保健師が認知症地域支援推進員でもありますので、御近所の心配な方のことや夫または妻のことなど、認知症に関する悩みも受け付けております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

支援策は十分、今のように行われているように思います。そういうことでありますけれども、支援策を実行してきているわけですが、それにあたって、課題はどのようなことがございますか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

課題につきましては、認知症講演会やオレンジカフェなど参加者が少ないこととなります。普及啓発に努めておりますが、十分とは言えません。認知症基本法の目的は、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる社会の構築です。この目的を達成するためには、住民の方たちが認知症に関する正しい知識を深め、認知症の人に対する理解を深めてこそ、行政の施策と一体となって、なし得るものではないかと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

課題としては、やはり理解が進んでない観点もあるということで、なかなか皆さん、行政側としては頑張って施策をやっている中ではありますが、なかなか理解が進まないというのが実態の点ではないかなと思うんですが、そういった中であって、これの対策についてはいかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

普及啓発としまして認知症講演会を実施しておりますが、まず、認知症について知るきっかけとなることを目的としまして、令和4年度と令和5年度は映画上映会として開催いたしました。

令和6年第1回定例会（松岡泉議員一般質問）

認知症への理解を若いうちから深めてもらいたく、令和5年度の映画上映会の案内は、学校の協力を得まして、中学校と小学5年生、6年生に配付させていただいております。また認知症サポーター養成講座は出前講座のメニューとなっておりますが、活用されている件数が少ないのが実情です。地域の方が主体となって開催していただくのが理想でありますので、周知方法やターゲットの見直しなど進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

認知症を正しく理解するための普及啓発について、周知方法やターゲットの見直しを行っていくということでありました。そういった中でありますけども、全国的に見ればいろんな認知症対策を推進しているところがありまして、ちょっと目立ったところではですね、2件ほど紹介したいのですが、1件はですね、愛知県ですが「希望大使」というのを設けまして、2名らしいですね。県でなんですか、本人が認知症の方でですね、自身が認知症で希望などを伝えていく役目で任命してもらっていると。そうなった中で多くの方に認知症に対する正しい理解の輪を広げようと愛知県ではしていると。活動内容的には認知症の普及啓発の協力や研修の協力、本人や家族への支援活動の協力、そういったものを任務として配置されているそうです。

もう1件はですね、東京の八王子市ですけど、ここは小学校のことですが、小学校で子供教育の体験型の教育をやっていて、駄菓子屋さんの売り子とそういった中で子供たちが駄菓子屋さんをやると。その際に、認知症のサポーター養成講座はもうコラボでやっているような状況で一緒に協力して、認知症の方のサポーター養成講座とタイアップして、駄菓子屋さんを小学校の子供たちとやっていると。そういったことで周囲の皆さんたちと理解の場を開けることができているような事例がございます。いろんな町としてもいろんな方法を今検討されているということで「取り組んで頑張っているよ。」ということをお伺いしたんですが、先進と言えるかどうか分かりませんが、対策としてちょっと変わったところがあったので、このような対策——、ていうか検討するようなことはいかがですか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

松岡議員、言われるとおり認知症の理解の促進、大変重要でございます。今御紹介ありました認知症希望大使については町レベルでの設置は難しいとは思いますが、福岡県において認知症希望大使がもし任命されましたら、芦屋町のオレンジカフェへの参加など活用について検討してい

きたいと思っております。

またもう1点、体験型教育の御紹介もありましたが、そちらについて若いうちから認知症について学ぶことは、祖父母や親が高齢になったときの気づきや対応についても、大変意味のあるものだと思います。芦屋町でできるものはないか、教育委員会ともお話をしながら協議していきたいと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

参考事例がありましたように町ではちょっとですね、大使を任命してもなかなか見つからないかもしれませんが、県のほうに訴えていただくような形でしていただいて、そういった大使を必要なときには芦屋町に呼んでいただいて、先ほど町長も認知症の方と対談されたっていう話もあるので、そういうことも含めて大使を芦屋町にお呼びして、そういった理解の輪を広げるような形でいけばいいのかなと思います。やっぱり子供たちにはそういった認知症の方に対する理解の輪を広げれば、子供たちを囲む家族の皆さん、そういった方にも若い方へのやっぱり広がりが出てくる。そういうことで、認知症の皆さんに対する理解も広がるでしょうし、当該者についても安心した生活ができるかなと思います。

基本法の目的は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会の構築であります。この目的に向かって、まず大切なことは認知症に対する正しい理解を深めることであると思います。町民の多くの方の理解が一層深まることを期待いたしまして、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。